

2021年度 GSK医学教育事業助成

<目次>

◎ 募集要項

1. 目的
2. 応募の資格
3. 募集する医学教育事業
4. 募集対象外の医学教育事業
5. 助成金額
6. 応募方法
7. 応募期間
8. 助成期間
9. 審査
10. 審査結果の通知と発表
11. 助成金給付契約の締結
12. 助成金の交付方法と期日
13. 助成金の使途
14. 教育コンテンツの外部公開
15. 教育事業の成果報告および成果発表
16. 教育事業の会計報告
17. 情報公開の義務
18. その他
19. 作成・改訂履歴

◎ 医学教育事業助成申請時の留意事項

1. 応募方法
2. 提出書類
3. 書類提出先
4. 応募締切日
5. 問い合わせ先
6. その他

2021 年度 GSK 医学教育事業助成 募集要項

1. 目的

「GSK 医学教育事業助成」は、医学関係学会/医会が独立して企画・運営する医学教育事業を助成することで、医療関係者の知識・能力の向上を通じ、本邦における医療の質の向上に寄与する事を目的とする制度です。

2. 応募の資格

応募者は、以下を満たす医学関係学会/医会とします。

- (1) 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件（別紙 1 を参照）を満たす。
- (2) 全国組織で運営されている。
- (3) 下記を条件とする。

2021 年 1 月現在、500 人以上の正会員を有する。

3. 募集する医学教育事業

下記の条件を満たしている医学教育事業を助成対象とします。

- (1) 医療関係者を対象としていること。
医療関係者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、衛生検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、管理栄養士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）等をいう。
- (2) 事業の必要性、目的、事業計画ならびに教育効果測定 of 具体的内容が明記され、一貫性および整合性が認められること。
- (3) 事業内容は、医学教育に関わる一連のプログラムがひとつの事業として構成されていること。
- (4) 単年度もしくは 3 年以下の期間におよぶ事業であること。
- (5) 申請される事業は本制度に基づく助成金および応募者の自己資金（比率は問わない）のみで実施されること。
- (6) 次に示す疾患領域に関する医学教育事業であること。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患 | <input type="checkbox"/> リウマチ・膠原病 |
| <input type="checkbox"/> ワクチン・予防接種 | <input type="checkbox"/> がん領域 |

4. 募集対象外の医学教育事業

- (1) 日本国内で行われない医学教育事業
- (2) すでに実施済みの医学教育事業、もしくは公募時点で進行中の医学教育事業
- (3) すでに GSK 医学教育事業助成を受けている学会/医会
- (4) 単発の学会総会等での医学教育事業
例) 第〇〇回 日本△△学会総会 □□セミナー

5. 助成金額

一事業につき、下記金額のとおりとする。

250～1,500 万円

6. 応募方法

所定の申請書式に必要事項を記入し、提出書類（別添「医学教育事業助成申請時の留意事項」を参照）とともに応募してください。

申請書の作成にあたり参考としていただく審査項目・審査基準を送付いたしますので、事務局までメールにてご連絡ください。

なお、同一年度に、同一の学会/医会から複数の医学教育事業を応募することはできません。

7. 応募期間

2021 年 4 月 1 日（木）～2021 年 6 月 18 日（金）

8. 助成期間

単年度もしくは 3 年以下の期間の医学教育事業に対し、採択された実施計画に応じた助成金の拠出を行います。ただし、教育事業の実施期間は、採択結果通知後から各学会/医会の年度末までとします。

9. 審査

助成事業の採択は、外部有識者による審査委員会にて審査され、決定されます。

提出していただいた資料をもとに、主に以下の観点から審査させていただきます。

また、応募された事業の件数、申請金額の規模、審査の結果により、助成されないことや申請金額から減額されることがあります。

- (1) 事業の必要性/目的、計画・方法、対象者、効果測定、周知および共有、継続性
- (2) 経費の妥当性
- (3) 募集要項の規定の順守
- (4) 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件
- (5) 利益相反：当該団体の役員が弊社の定義する「ガバメント・オフィシャルズ」（別紙 2 を参照）に該当する人が含まれる等弊社との利益相反状況

なお、(1) 事業の計画・方法、効果測定については生涯教育プログラムレベル（別紙 3 を参照）の Level 3 を満たす内容であり、複数年事業の場合は Level 4 以上の内容となるよう検討ください。

10. 審査結果の通知と発表

2021 年 9 月末までに、応募申請書に記載されている学会/医会代表者宛てに審査結果を郵送で通知いたします。また、助成事業は弊社ホームページで公表させていただきます。

11. 助成金給付契約の締結

審査結果の通知後、グラクソ・スミスクライン株式会社と応募者の間で医学教育事業助成金給付契約を締結していただきます。この契約は募集要項の条件と留意事項を遵守いただくために締結するものであり、締結が助成金交付の必須条件となります。

12. 助成金の交付方法と期日

本助成金の会計年度は 1 月-12 月とさせていただきます。当該学会/医会が指定する口座に初年度の助成金を、2022 年 1 月末を目途に振り込みます。

なお、事業が複数年度におよぶ場合は、弊社の会計年度に応じた助成金拠出を各年度ごとに行います。詳細は、本医学教育事業助成の事務局より申請者宛にご連絡させていただきます。

13. 助成金の使途

- (1) 応募申請書の記載通りの使用を原則とします。
- (2) 助成金を使用しなかった場合、または残金が発生した場合は、返却していただきます。
- (3) 助成金の使途を変更する場合、または助成金対象の事業内容に変更が生じる場合は速やかに本医学教育事業助成の事務局にご連絡ください。ご連絡いただいた内容について審査し、結果をご連絡いたします。

なお、教育事業内容を変更する場合は教育の目的が同一であること、対象者の規模が減じないことにご留意いただき、変更理由とともに期待される成果をご提出いただくことがございます。

- (4) この助成金による事業では、座長や演者等の役割者を除く一般参加者の交通費・宿泊費等の個人費用、学会参加費に使用することはできません。また、この助成金を参加者の食費・懇親会費に使用することはできません。
- (5) 講演会、研修会、実技セミナー等の会合およびその開催方法は参加者が集まる目的に照らして適切な場所および適切な方法で開催してください。特に、会合場所が観光地、観光施設等であったり、会合のスケジュールが観光主体となるなど、会合の目的を逸脱しないでください。
- (6) その他、この助成金により使用できない経費は以下の通りです。

- ・施設等の建築費（増改築を含む）
- ・恒常的に使用する取得価格 50 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の什器備品
- ・学会ホームページ管理費
- ・学会会員管理システム費
- ・Web 会議システム費
- ・常勤または非常勤の職員の人件費
- ・学会事務局員の旅費、宿泊費等

14. 教育コンテンツの外部公開

教育事業の中で Web ベースのコンテンツ(e-learning、講演のストリーミング配信、教育スライドなどのデジタル化された教材等)を作成した場合、助成事業の趣旨を考慮して、学会に所属しない医療関係者が広く利用できるようにご検討ください。

なお、閲覧・利用可能な内容、利用条件については必ずしも学会員と非学会員を同一にする必要はありません。

15. 教育事業の成果報告および成果発表

教育事業の成果（進捗状況）を助成期間終了まで、毎年 10 月末までに、本医学教育事業助成の事務局宛てにご提出ください。

また、教育事業がすべて終了した際には、最終報告書を本医学教育事業助成の事務局にご提出ください。本報告書は GSK のホームページ上で公開させていただきます。

なお、教育事業の成果を広く共有するため、毎年教育事業実施後 1 年以内に学会誌で報告してください。

16. 教育事業の会計報告

本助成金の支出報告を助成期間終了まで、毎年 10 月末までに、本医学教育事業助成の事務局宛てにご提出ください。

また、教育事業がすべて終了した際には、最終会計報告書を本医学教育事業助成の事務局にご提出ください。

会計報告の内容について確認させていただくことがございますので、当該事業で使用した証憑は、税法上必要とされている期間は保管くださいますようお願いいたします。

会計報告は、GSK の社内会計監査の対象となります。

17. 情報公開の義務

(1) 本助成制度に関しては「グラクソ・スミスクライン株式会社 医療機関および医療関係者との関係の透明性に関する指針」に則り、弊社ホームページ上および社外向けパンフレット等で情報公開させていただきます。

(2) 当該学会/医会のホームページなどで、当該事業の概要を公表いただき、“「GSK 医学教育事業助成」による事業であり、GSK は本医学教育の内容、演者または聴衆の

選定には関与しておりません。”ことを明記ください。また、弊社ホームページ上で当該事業内容の概要を公開させていただきます。

- (3) 当該学会/医会で定める利益相反のルールに従って、当該事業が“「GSK 医学教育事業助成」による事業である”ことを参加者にお知らせください。

18. その他

- (1) 本医学教育事業助成の事務局が本助成に関して取得する個人情報、審査作業に関連する業務の目的のみに利用し、必要な範囲に限定して適切に取り扱います。
- (2) 助成対象の団体として相応しくない行為があったときは、助成を取り止めたり、助成金の返還を求めることがあります。

19. 作成・改訂履歴

- (1) 2021年3月1日作成：新規作成

以上

別紙1 医療用医薬品製造販売業公正競争規約に定める「団体性の判断基準」の要件

- A) 異なる医療機関等に所属する多数の医療担当者等の組織、あるいは主として医療担当者等以外の組織に医療担当者等が関与している場合であって、単に親睦や娯楽を目的とする組織ではなく他の明確な目的を有した組織であること
- B) 会則等の組織規定、総会等の意思決定機関を持ち、会長、代表幹事等の代表者の定めがあること
- C) 独立会計を行っていること（会費の徴収等）
- D) 明確な事業計画を有し、定例的に事業目的に則った活動が行われること
- E) 医療担当者等の所属する医療機関等の通常の医療業務や医療機関等の広告・宣伝、受診勧誘を目的とする組織でないこと
- F) 医療機関等が所属する医療担当者等のための研修と同様の内容を行う組織でないこと
- G) 参加医療担当者等の医学的知識・医療技術・その他の関連知識等の習得・向上の共同研修を主目的とする組織でないこと

別紙2 ガバメント・オフィシャルズの定義

ここでの「政府」は、地方、地域、国、行政、立法、執行、司法、皇室、王室など、あらゆるレベルと下位区分の政府を意味します。ガバメント・オフィシャルズは広い意味で次のように定義されます。

- 政府、または行政府、官庁、または政府機関（公営企業、および国が所有または管理する組織を含む）の官僚または従業員
- 公的な国際組織（世界銀行や国連など）の職員または従業員
- 政党の職員または従業員、あるいは公職の候補者
- 適用される法律（贈収賄防止法を含む）に基づき政府または公職として定義され、上記のいずれにも該当しない者
- 上記のいずれかの者のため、または代理で公的な立場で活動する者

ガバメント・オフィシャルズの定義には、GSKのビジネスに影響する公的な決定権を持つ、または決定に影響を及ぼす立場にある（そのように見なされる可能性のある）ガバメント・オフィシャルズを親族に持つ人物も含まれます。

別紙3 生涯教育プログラムレベル

Level 1 参加記録

Level 2 参加者の満足度調査

Level 3 知識の獲得（前後テスト、自己報告）

Level 4 パフォーマンスの向上（実技評価、具体的な要改善点の自己報告）

Level 5 日常の診療におけるパフォーマンスの向上（観察記録、カルテチェック、パフォーマンスの自己記録）

Level 6 患者の健康状態の向上（カルテチェック、患者の自己記録のチェック）

Level 7 地域全体の健康状態の向上（疫学的調査、地域の患者調査）

引用文献

DONALD E. MOORE, JR., PHD; JOSEPH S. GREEN, PHD; HARRY A. GALLIS, MD
Achieving Desired Results and Improved Outcomes: Integrating Planning and
Assessment Throughout Learning Activities. JOURNAL OF CONTINUING
EDUCATION IN THE HEALTH PROFESSIONS, 29(1):1-15, 2009.

別添

医学教育事業助成申請時の留意事項

申請に際しては「募集要項」を熟読の上、以下の事項に従ってください。

1. 応募方法

所定の申請書式に必要事項を記入し、応募してください。

申請書に記載されている内容のみで審査されますので、内容は具体的かつ詳細にご記載ください。

なお、申請書の作成にあたり参考としていただく審査項目・審査基準を送付いたしますので、事務局までメールにてご連絡ください。

2. 提出書類

以下①～⑦の書類をご提出ください。提出後の書類の差替えは認められませんのでご注意ください。

- ① 医学教育事業助成申請書 応募者印、学会/医会代表者印 必須
- ② 振込口座
- ③ 収支予算書
- ④ 前年度の収支決算書と事業報告
- ⑤ 定款または会則
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 「確認書（GSK医学教育事業助成）」 応募者自筆署名 必須

提出書類のうち、「2021年度GSK医学教育事業助成申請書」、「確認書（GSK医学教育事業助成）」は、当社ホームページからダウンロードして作成してください。

3. 書類提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR

グラクソ・スミスクライン株式会社 GSK医学教育事業助成事務局 宛

注) 封筒の表に「GSK医学教育事業助成応募書類在中」と朱書してください。

〈書類送付時の注意〉

応募書類の送付の際は配達証明が出来る方法（レターパック、特定記録郵便、簡易書留、宅急便等）で必ず送付願います。書類を受理した際にご連絡いたします。

4. 応募締切日

2021年6月18日（金）18:00

5. 問い合わせ先

本募集要項等に関するお問い合わせは、下記メールアドレスへ直接ご連絡ください。

注) 電話でのお問い合わせは受け付けておりませんので必ずメールでお願いいたします。

グラクソ・スミスクライン株式会社

GSK医学教育事業助成事務局

メールアドレス：jp.gsk-ime@gsk.com

なお、弊社の営業部門に所属する社員は、利益相反の観点から本医学教育事業助成に関するお問い合わせを受けることはできません。

6. その他

- ① 事業成果を外部に発表される場合は、以下の助成である旨ご記載ください。

「2021年度 GSK医学教育事業助成」

- ② 審査内容に関するお問い合わせはお受けできません。また、採否にかかわらず応募書類の返却はいたしません。

以上

◎申請内容の秘密保持

審査委員および医学教育事業助成に関する業務にあたるGSK社員は、「GSK情報を保護するための手順」に従い、申請内容に関する秘密保持の義務を持ちます。

◎個人情報に関する取り扱い

ご入力・ご記入いただいた個人情報は、医学教育事業助成に関する業務に利用させていただきます。また、個人情報の保護に関する法律、関連諸法令、関連省庁等のガイドラインを遵守し、当社プライバシーポリシーに則って適切に取り扱います。

当社プライバシーポリシーは、次のホームページからご確認ください。

<https://jp.gsk.com/jp/privacy-policy/>

作成年月2021年1月
NP-JP-NA-BKLT-200006